

社会資本整備審議会建築分科会第30回官公庁施設部会
及び第14回事業評価小委員会

令和5年7月31日

【司会】 それでは、定刻でございますので、社会資本整備審議会建築分科会第30回官公庁施設部会及び第14回事業評価小委員会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方には御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回は、部会及び小委員会の効率的な運用の観点から、合同開催とさせていただきます。

本年度も、昨年度と同様、ウェブ開催により開催させていただきたいと思っております。

まず、ウェブ会議の操作方法について御説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、発言者の音声を明瞭にするために、カメラをオン、マイクをオフにさせていただき、御発言いただく間に限りマイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。画面上、カメラとマイクのアイコンにスラッシュが入っていると、オフになっております。

また、傍聴している報道関係の皆様におかれましては、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常にオフにした状態で傍聴をお願いいたします。

官公庁施設部会については社会資本整備審議会令の規定により、事業評価小委員会については事業評価小委員会の運営についての規定により、定足数は3分の1以上となっております。本日は、3名の委員が欠席されておりますが、部会及び小委員会とも定足数を満たし成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の資料につきましては、事前にお配りした資料を御覧ください。委員の皆様におかれましては、配付資料一覧を御覧いただき、資料の御確認をお願いいたします。欠落等ございましたら、マイクをオンにさせていただき、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、次に、部会の委員でございますが、従前からの委員である大森委員におかれましては、社会資本整備審議会令の規定により再任されておりますので、報告させていただきます。また、官公庁施設部会運営規則の規定により、本小委員会の委員として指名されております。

さらに、小委員会の委員につきましては、資料2の名簿のとおり、皆様指名されております。

【司会】 ここで開会に当たりまして、官庁営繕部長より一言御挨拶を申し上げます。

【国土交通省】 本日は御多忙のところ、社会資本整備審議会建築分科会第30回官公庁施設部会及び第14回事業評価小委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より官庁営繕の事務事業の遂行に御指導、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の議事であります「官庁営繕事業の新規事業採択時評価」につきましては、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対し諮問があり、過日、建築分科会官公庁施設部会に付託されたところです。

本日は、事業評価小委員会との合同開催にて御審議をお願いします。委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

さて、官庁営繕の最近の取組を何点か御紹介させていただきます。

まず、平成29年1月に答申いただきました「官公庁施設整備における発注者のあり方について」を受けまして、技術基準類の整備・活用に取り組んでおります。本年3月には「公共建築工事標準書式」や「公共建築工事共通費積算基準」の改定を行いました。

また、御存じのとおり、労働基準法における時間外労働時間の上限規制が建設業への適用まで1年を切り、官庁営繕としても建設業における働き方改革を後押しする取組を進めております。週休2日促進工事の適用拡大などの環境整備とともに、生産性向上についても、施工ロボットなどの生産性向上技術の活用促進や、BIMの普及に資する取組を進めているところです。

さらに、脱炭素社会の実現を目指した取組として、ZEBの実現を目指すとともに、「都市（まち）の木造化推進法」に基づき、官庁施設の木造化・木質化を進めております。これらの取組の概要につきましては、後ほど御報告させていただきます。

最後に、委員の先生方におかれましては、官庁営繕の事務事業の遂行に引き続き御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

【司会】 ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた後に、発言者の氏名を伏せた形で国土交通省ホームページに掲載することにより公表させていただきます。

次に、部会長は、社会資本整備審議会令の規定により、委員の互選により大森委員が部会長に選任されております。小委員会の委員長は、官公庁施設部会運営規則の規定により、同じく大森委員が委員長に指名されております。

また、部会長代理は、社会資本整備審議会令の規定により、野口委員が部会長代理に指名されております。小委員会の委員長代理は、官公庁施設部会運営規則の規定により、同じく野口委員が委員長代理に指名されております。

以降の議事進行は大森部会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 早速、議事に入りたいと思っております。

資料3のとおり、国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に付託されたものでございます。これにつきましては、本部会及び小委員会にて調査審議の上、意見を決定したいと思っております。

では、第1の議題ですが、官庁営繕事業の新規事業採択時評価です。この議題について、事務局から御説明をお願いします。

【司会】 資料4の新規事業採択時評価につきましては、後ほど参考3から6で説明させていただきますので、まずは参考1及び2について説明をさせていただきたいと思っております。

【国土交通省】 では、官庁営繕事業の事業評価の概要について、資料4参考1、表紙に「官庁営繕事業の事業評価概要」と書かれている資料で説明させていただきます。

では、資料の1ページ目を御覧ください。右下のページ数で1ページ目になります。

詳細については割愛させていただきますが、官庁営繕事業は、いわゆるその他施設費に係る事業として事業評価を実施しております。

続いて、2ページ目です。

事業評価は、3つのタイミングで行うこととしており、今回は新規事業採択時評価になります。事業費を予算化しようとする事業について評価し、予算化に関する方針を決定するものです。

再評価、事後評価については、説明を割愛させていただきます。

続いて、3ページになります。

評価手法の説明資料となっております、事業計画の必要性、事業計画の合理性、そして、効果、この3つの視点から、それぞれ評価を行っております。評価そのものについて、

昨年度から変更はございません。

参考1については、説明は以上になります。

あわせて、資料4参考2、新規事業採択時評価に係る要領等になりますが、こちらに関係する要領をまとめた資料となっております。こちらについても説明は割愛させていただきます。

説明は以上です。

【部会長】 ただいまの御説明について、御質問、御意見等ございますか。

それでは、特にないようですので、個々の事業につきまして説明をお願いします。

まず最初に、札幌第4地方合同庁舎（Ⅱ期）の新規事業採択時の評価につきまして御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

【国土交通省】 まず、各事案の説明に先立ちまして、本日御審議いただく事業の選定経過について簡単に説明いたします。

官庁営繕部では、全国4,000余りの官庁施設について整備を担当しておりまして、既存庁舎の防災・減災・老朽化対策について重点的に取り組んでいるところです。その対策は原則として改修によることとしておりますが、改修による対応が困難なものに限り、施設の更新を行っております。今回御審議いただく4件については、このような施設のうち、特に緊急性が高く、敷地の確保など事業実施の準備が整っており、より多くの重要課題の解決に資する効果の高いものとなっております。

それでは、1件目の札幌第4地方合同庁舎（Ⅱ期）について説明いたします。資料4参考3を御覧ください。

まず、1ページの計画概要です。

既存の札幌開発建設部及び札幌管区気象台の庁舎は、老朽化による不具合に加えて、想定される河川氾濫による浸水に対する性能の不足という課題を抱えております。

左下の航空写真において青枠で示しております札幌開発建設部敷地において、既に第Ⅰ期として合同庁舎の整備を進めているところでございますけれども、本事業は、そのⅡ期として、当該敷地の開発建設部と隣地の札幌管区気象台を集約するという計画になっております。

2ページは、現庁舎の概要でございます。

いずれも築58年の鉄筋コンクリート造となっております。

3ページは、想定している新庁舎の概要です。

鉄骨鉄筋コンクリート造9階建て、1万9,000平方メートル余りの計画となっております。

4ページは、入居予定官署の業務概要となっております。

いずれも災害時に応急対策活動を行う機関でございます。

5ページから、評価の1つ目の視点、事業計画の必要性の評点について説明いたします。

まず、入居官署ごとに①の老朽から⑨の法令等の9項目のうち、該当する計画理由を整理しております。

こちらのページ、入居官署の1つ目、開発建設部は、老朽を主要素として90点、地域連携、防災機能の不備、施設の不備を加算し、102点を評点としております。

6ページは、もう1つの入居官署である気象台です。

こちらは、老朽を主要素として90点、狭あい、地域連携、防災機能の不備、施設の不備を加算し、110点を評点としております。

7ページは、合同庁舎としての評点です。

官署ごとの評点を計画面積の割合で加重平均して105点、合同庁舎計画に基づく事業であることから10点を加算して、合計115点となります。この結果、100点以上でするので、必要性を有しているものと評価しております。

評点を付した各計画理由の詳細については、8ページから10ページに示しております。

8ページは、各庁舎の老朽の現況です。

9ページは、狭あいの現状と地域連携の内容になります。

10ページは、施設の不備についてです。

防災機能に関する不備としては、水害発生時に電気設備が機能しなくなるなど、災害応急対策活動に支障を来すおそれがあることから評点を付しているものです。

ここまでが必要性の説明になります。

続きまして、11ページ、2つ目の視点、事業計画の合理性ですが、こちらでは事業案と代替案の費用を比較しております。

今回は、右下の欄に記載しておりますとおり、現庁舎をそれぞれ集約せずに更新するという案を代替案として設定しております。

総費用の比較の結果、事業案のほうが現在価値として20億円以上経済的であるということで、合理性の評点を100点としております。

なお、この代替案の設定に当たりまして、賃借や改修による対応についても検討するこ

ととしておりますが、今回の事業においては、これらの方法による代替が困難であるため、採用しておりません。

12ページは、3つ目の視点、事業計画の効果のうち、B1、基本機能の評価です。ここでは、業務を行うための基本機能が発揮される見込みについて評価しております。

この事業に関しては、1段目で用地について国有地である点を、また3段目でアクセスが良好である点をそれぞれ評価して、B1の評点を121点としております。この結果、100点以上ですので、業務を行うための基本機能が発揮される見込みであるものと評価しております。

13ページは、B2の施策に基づく付加機能の評価です。

ここでは、事業の特性に合致した施策に基づく機能が付加される見込みについて評価しておりますので、評価項目ごとに確保する性能の水準と、主な計画内容、それにより見込まれる効果を一覧で示しております。

2段目の環境保全性の項目は、昨年度より、BEI0.6以下の計画が標準となっております。

3段目の木材利用促進の項目は、災害応急対策活動を行う施設であることから、木造化ではなく、内装等の木質化を図る計画としております。

14ページ、まとめでございます。以上3つの評価結果をまとめたものです。

事業計画の必要性、合理性、効果の全てにおいて100点以上ですので、新規事業化は妥当であるという評価案としております。

札幌第4地方合同庁舎（Ⅱ期）に関する説明は以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、続きまして、川崎港湾合同庁舎の御説明をお願いします。

【国土交通省】 2件目の川崎港湾合同庁舎について説明いたします。資料は参考4を御覧ください。

1ページの計画概要です。

既存の川崎港湾合同庁舎は、老朽化による不具合に加えて、想定される津波による浸水に対する性能の不足という課題を抱えております。また、周辺地域においては、老朽化や

分散などの課題を抱える川崎税関支署などが存在します。本事業は、これらの官署を、図中、右下に青丸で示しております川崎港湾合同庁舎の敷地に集約するという計画になっております。

2ページは、現庁舎の概要です。

こちらのうち、1)と2)については国有の建物になっておりまして、それぞれ築56年、60年を経過しております。

2)につきましては、敷地の大半が川崎市からの賃借となっております。

3)と4)につきましては、建物自体が賃借の施設となっております。

3ページは、想定している新庁舎の概要です。

鉄筋コンクリート造5階建て、3,000平方メートル余りの計画となっております。

4ページは、入居予定官署の業務概要になります。

このうち、川崎海上保安署につきましては、災害時に応急対策活動を行う機関となっております。

5ページからは、事業計画の必要性についてです。

まず1つ目の官署でございます川崎税関支署は、老朽を主要素として90点、借用返還、分散、地域連携、施設の不備を加算して、114点を評点としております。この税関支署につきましては、分散しております2か所合わせての評点になります。

6ページに残りの3官署を示しております。

まず、2)の川崎検疫所支所ですが、こちらは借用返還を主要素として80点、狭あい、地域連携を加算し、89点を評点としております。

3)の川崎海事事務所と、4)の川崎海上保安署は、同じ川崎港湾合同庁舎に入居する官署であります。いずれも老朽を主要素として80点に地域連携を加算しております。海上保安署につきましては、これに加えて、防災機能の不備、施設の不備を加算しております。結果として、海事事務所は84点、海上保安署は100点としております。

7ページは、合同庁舎の評点です。

官署ごとの評点を計画面積の割合で加重平均して103点、合同庁舎計画に基づく事業であることから10点加算いたしまして、合計113点となります。この結果、100点以上ですので、必要性を有しているものと評価しております。

評点を付した各計画理由の詳細については、8ページから11ページに示しております。

8ページは、各庁舎の老朽の状況になります。

9 ページは、狭あいと借用の状況についてです。

10 ページは、分散と地域連携の内容です。

税関支署は統廃合の結果、約4キロメートルの分散が生じております。

11 ページは、施設の不備についてです。

防災機能に関する不備としては、津波発生時に構造体の安全性が確保できないなど、災害応急対策活動に支障を来すおそれがあることから評点を付しております。

その他の施設の不備として、海上保安署の留置場機能の不備などがございます。

以上が、必要性の説明となります。

続いて、12 ページの事業計画の合理性ですが、こちらは事業案と代替案の費用を比較しております。

今回の代替案は、右下の欄に記載しております現庁舎のうち、川崎港湾合同庁舎のみを現所在地において更新するとともに、残りの官署については、川崎税関支署の敷地に集約・更新するという案を代替案として設定しております。

総費用の比較の結果、事業案のほうが現在価値として約4億円経済的でしたので、合理性の評点は100点としております。

なお、代替案の設定に当たっては、賃借や改修による対応についても検討することとしておりますが、今回の事業においては、これらの方法による代替が困難であるため採用しておりません。

13 ページは、事業計画の効果のうち、B1、基本機能の評価になります。

先ほどの案件と同様、用地とアクセスについて優位に評価しております。結果、B1の評点は121点となり、100点以上であることから、業務を行うための基本機能が発揮される見込みであるものと評価しております。

14 ページは、B2、施策に基づく付加機能の評価です。

木材利用促進については、先ほどの札幌第4合同庁舎（Ⅱ期）と同様に、木質化を図る計画となっております。

15 ページは、以上3つの評価結果のまとめです。

いずれも100点以上ですので、新規事業化は妥当であるという評価案としております。

川崎港湾合同庁舎に関する説明は以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して御質問、御意見等ございましたら、どうぞ。よろ

しいでしょうか。

それでは、続きまして、隠岐海上保安署の新規事業採択時評価につきまして、御説明をお願いします。

【国土交通省】 それでは、3件目の隠岐海上保安署について説明いたします。参考5を御覧ください。

まず1ページ目、計画概要です。

既存の隠岐海上保安署は、老朽化による不具合に加えて、想定される津波による浸水に対する性能の不足という課題を抱えております。本事業は、この海上保安署を現在の敷地において更新するものでございます。

2ページ、現庁舎の概要です。

建物は、築55年の鉄筋コンクリート造2階建て、国有施設です。こちら、敷地は隠岐の島町からの賃借となっております。

3ページは、想定している新庁舎の概要です。

鉄筋コンクリート造3階建て、800平方メートル弱の計画となっております。

4ページは、海上保安署の業務概要と組織です。

隠岐諸島周辺が業務の対象範囲となっております。

5ページから、事業計画の必要性についてです。

計画理由のうち、老朽を主要素として100点、狭あい、地域連携、防災機能の不備を勘案し、124点を評点としております。結果、100点以上ですので、必要性を有しているものと評価しております。

6ページは、評点を付した各計画理由のうち、老朽及び狭あいの現況です。

7ページは、地域連携の内容と、防災機能の不備についてです。

防災機能については、津波発生時に電気設備が機能しなくなるなど、災害応急対策活動に支障を来すおそれがあることから評点を付しております。

ここまでが必要性の説明となります。

続いて8ページ、事業計画の合理性です。

今回の事業については、事業案と同等の性能を確保できる案の設定が困難であることから、評点を100点としております。

代替案についてですが、周辺に必要な性能を有する施設がないことから、賃借によることはできないものと考えております。また、現地以外に適当な敷地が存在しないため、他

の敷地での整備も困難です。さらに、現庁舎を合理的な範囲で改修して津波対策を行うことも困難であると考えております。したがって、代替案の設定ができないものとしております。

9 ページ、事業計画の効果、B 1 の評価です。

こちらにつきましては、3 つ目のアクセスについて優位に評価した結果、評点は110点となり、100点以上であることから、業務を行うための基本機能が発揮される見込みであるものと評価しております。

なお、1 つ目の用地につきましては、引き続き借用となりますので、1.0としております。

10 ページは、B 2 の施策に基づく付加機能の評価です。

こちらも前2件と同様に、木材利用促進については、木質化を図るという計画になっております。

11 ページは、以上3つの評価結果のまとめです。

いずれも100点以上ですので、新規事業化は妥当であるという評価案としております。隠岐海上保安署に関する説明は以上です。

【部会長】 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して御質問、御意見等ございましたら、どうぞ。

私のほうから質問なのですが、これは築何年でしたでしょうか。どこを見れば書かれていますか。

【国土交通省】 2 ページでございます。

【部会長】 55年と53年ですね。

【国土交通省】 はい。

【部会長】 はい、分かりました。すみません。ありがとうございます。

ほかはいかがですか。大丈夫ですか。

それでは、最後に、西福岡税務署の御説明をお願いします。

【国土交通省】 それでは、4 件目の西福岡税務署について説明いたします。参考6を御覧ください。

1 ページ、計画概要です。

既存の西福岡税務署は、老朽化による不具合に加えて、業務量の増大に伴う狭あいや、書庫の分散といった課題を抱えております。本事業は、この西福岡税務署を現在の敷地に

において更新するものです。

2 ページ、現庁舎の概要です。

建物は、築56年の鉄筋コンクリート造3階建て施設になります。

3 ページは、想定している新庁舎の概要です。

こちらにつきましては、木材利用促進の基本方針で積極的に木造化を促進する対象となっておりますので、鉄筋コンクリート造と木造の混構造とする計画になっております。5階建て、3,500平方メートル弱の計画です。

4 ページは、西福岡税務署の業務概要と組織になっております。

5 ページから、事業計画の必要性についてです。

計画理由のうち、老朽を主要素として100点、狭あい、分散、施設の不備を加算し、117点を評点としております。100点以上であることから、必要性を有しているものと評価しております。

6 ページは、評点を付した各計画理由のうち、老朽及び狭あいの現況です。

7 ページは、分散と施設の不備についてです。

書庫が遠いほうで約9キロメートル離れた場所にあり、業務の支障となっております。また、この施設は増築により複雑な断面形状となっていることもあり、窓口官署として十分なバリアフリー機能を確保することができていません。

以上が必要性の説明になります。

続いて、8 ページの事業計画の合理性です。

先ほどの隠岐海上保安署と同様です。事業案と同等の性能を確保できる案の設定が困難であることから、評点100点を付しております。

代替案についてですが、周辺に必要な面積を有する施設がないことから、賃借によることはできないと考えております。また、現地以外に適当な敷地が存在しないので、他の敷地での整備もできないと考えております。さらに、現庁舎は劣化が著しく、合理的な範囲の改修による長期の機能の維持も困難であると考えているところです。したがって、代替案の設定は困難であるとしております。

9 ページ、事業計画の効果、B1の評価です。

こちらにつきましては、用地とアクセスについて優位に評価した結果、B1の評点は121点となり、100点以上であることから、業務を行うための基本機能が発揮される見込みであるものと評価しております。

10ページは、B2、施策に基づく付加機能の評価です。

こちらは前の3件と異なる点として、税務署が災害応急対策活動を行う施設ではないことから、3段目の木材利用促進において、一部木造化を図る計画となっております。

11ページ、以上3つの評価結果のまとめです。

いずれも100点以上ですので、新規事業化は妥当であるという評価案としております。

西福岡税務署に関する説明は以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して御質問、御意見等ございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 よろしいでしょうか。

【部会長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 私、建築の素人でございますので、ポイントがずれていたらご容赦ください。他の公共事業のB/C、事業評価と比べると、営繕はいち早くB/Cの評価を使わなくされ、こういう独自の方式をつくられました。必要性の中に、分散を統合することによって効率性を高めるという評価があります。これは今までからあるわけですが、本案件は、別の組織を一緒の建物に入れるのではなく、同一部署の建物の集約です。むしろ明確に効率性を上げる案件だと思います。特に、今後また行政レビューの対象になった場合や外部に説明されるとき、こうした効率性を改善する案件があるということを主張されたらどうかと思います。準備しておけばどうかというふうに思っています。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

事務局、いかがですか。参考意見として御拝聴いただくということでもいいですか。

【国土交通省】 はい、承っておきます。ありがとうございます。

【部会長】 続いて、〇〇委員、よろしく申し上げます。

【〇〇委員】 4件の評価結果に意義ございませんが、4件共通のコメント3点です。

1点目は、毎回の審議事例は常に、老朽化や狭隘度合いがあまりにひどく、働く環境としても相当前から問題があったであろう、と想像できます。多くの公共施設が建設された昭和40～50年代築のものが一度期に改築（建替え）案件として次々に出てきている。しばらくは待ち行列も長いことが想定され、建替え計画のスピードは間に合っていない。その状況について、何か解決策はあるのかどうか、要するに、本来ならば、ここまで老朽

化する前に建て替えて行くのが合理的であろう、と考えます。

2点目は、事業計画・効果・B1で「アクセスの確保」という項目があります。施設のアクセスは良好です、という評価はどのようになされているのでしょうか。

3点目はB2で「社会性」「地域性」という項目があります。「社会性」や「地域性」は多様な意味を持つ用語ですが、これまでの事例の多くは、地域防災のための、例えば避難所として公開している、という内容にとどまることが多い印象です。今日の4件目の福岡市は、都市計画マスタープランの位置づけに沿っている、という別の評価が出てきており、様々な評価指標もあわせて行くとよいと思いました。また、地域社会に配慮した計画とは、何をもって地域社会か、地域社会への貢献とは何か、その辺の定義も気になりました。地域防災性のみの内容であれば、「地域防災性」と言えばよいのでは、など、それらの用語が毎回気になっています。

以上、3点です。

【部会長】 ありがとうございます。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

【国土交通省】 お答えいたします。まず1つ目の老朽、狭あいがひどいのではないかと、今後どうなのかということですが。

正確に見通せているわけではないのですが、築年次の古いものがまだ増えてくるというように予想しております。根本的な対策というのは難しいのですが、冒頭申し上げたとおり、原則的には改修で対処していくということを基本方針にしながら、それでは難しい、もしくは経済的でないというものについて、更新を順次行っていくものと考えているところですが。

【国土交通省】 アクセスの確保については、事業評価のB1の表の中の3つ目のところにありまして、どのようにアクセスの確保を捉えているかということで御質問いただきました。

アクセスの確保については、利用者の利便の観点から、周辺に道路、鉄道等が適切に整備されているかという観点で評価しております。良好かどうかについては、計画地の地域の交通事情や業務内容、想定される利用者を踏まえて判断しているところです。

あわせて、3点目に御質問いただいた地域性の観点ですが、防災という観点の説明が多いということは確かにそうかもしれないのですが、オープンスペースなどは防災観点ではなく、地域のにぎわいだったり、そういう意味合いも含まれますので、その確保する性能

の水準としては、少し幅広く読めるような形にしております。

説明は以上です。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【部会長】 それでは、ほかに手を挙げられている方は、〇〇委員ですか。

【〇〇委員】 よろしく申し上げます。

【部会長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 御説明どうもありがとうございました。

今回、新規採択の事業の評価に関しての意見ではないのですが、先ほどの御意見をいただきましたように、老朽化の問題は非常に大事だと思います。今回の資料も、拝見すると、コンクリートにひび割れが出て鉄筋がむき出しになっていたり、さび汁が出ていたりとか、明らかに危険な状態まで老朽化しているものが少なからずありますよね。そうなってしまったものはしょうがないとして、今まさしく新規採択で新しく建てていく建物をちゃんと管理していく体制を整えながら進めていく、これだけ老朽化させてしまったことをちゃんと反省して、それを新しい建物の管理に活かしていくことが大事だと思います。なので、これから建てていく建物について、何か定期的に検査を行って、細かいひび割れや漏水の段階でちゃんとメンテナンスをする、それを予算に盛り込んでいるような取組をプラスに評価する枠組みがあるべきだなと思うのですが、そういった部分については、どういう形で反映させていくのか、もしお考えがあれば教えていただきたいです。

【部会長】 ありがとうございます。

事務局、お願いします。

【国土交通省】 今の御指摘につきまして、官庁営繕の業務として、施設整備に加えて、保全指導が位置づけられております。官庁営繕において施設を造るのですが、管理は、引き渡した後、各省各庁において実施するという体系となっております。その中で、各省各庁がしっかりと保全、維持管理、点検をしていただけるように、基準を定めたり、また、指導、助言を行ったりという形で取り組んでおります。評価という形ではなく、この事業評価自体とは別の観点とはなりますが、このような形で取り組んでいるところでございます。

【〇〇委員】 何らかの形でその辺を、実際にそれが上手く回っているのかどうかを調査するチャンスがあればいいなと思いました。

【国土交通省】 承知いたしました。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】

今回の案件に関しては、特に意見はございません。よいと思うのですが、ちょっと教えていただきたいのが、ここにいつも出てくる案件は、地方整備局などで整備されている案件も上がってくるのでしょうか。それとも直轄のみの部分を我々が評価するというスタンスなのでしょうか。根本的なことで、理解していないといけないと思うのですが、教えていただければと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

事務局、お願いします。

【国土交通省】 こちらの評価対象は、本省もこれから地整で整備するものも含めて評価対象としております。

【部会長】 ありがとうございます。

〇〇委員、いかがでしょうか。

【〇〇委員】 ということは、地方整備局とかで建築されるものも全て対象に含まれているという理解でいいわけですね。

【国土交通省】 はい、御理解のとおりです。

【国土交通省】 加えて官庁営繕部で予算要求する国交省予算のものが対象になります。

【〇〇委員】 そうですか。いや、それにしても、やっぱり1年間でこれだけぐらしか整備できていないのかというのが、逆に驚くような形でございます。

すみません。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

手が挙がっていらっしゃる方がいらっしゃらないようですので、それでは、本件議題について、官公庁施設部会及び事業評価小委員会としての意見を決定させていただきたいと思えます。

いずれの4件につきましても、新規事業化については妥当であるとの結論でよろしいでしょうか。異論がある場合は、「手を挙げる」アイコンでお知らせいただければ幸いです。

(「異議ありません」の声あり)

【部会長】 ありがとうございます。

今お声もいただき、特に異議もある方もいらっしゃらないようですので、妥当であると決定させていただきたいと思います。

建築分科会への報告につきましては、官公庁施設部会長である私に御一任いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

最近の官庁営繕行政について、事務局から簡潔にお願いしたいと思います。

【国土交通省】 資料5、最近の官庁営繕行政について報告申し上げます。

まず、1ページを御覧ください。

平成29年1月の「官公庁施設整備における発注者のあり方について」の答申を踏まえた取組状況について一覧にしております。左端に答申の内容、その右側に主な取組を記載しております。

冒頭、部長挨拶においても紹介しておりますけれども、新しい取組といたしまして、(2)技術基準等の整備・活用と人材育成の促進等に関しまして、技術基準の改定を行っております。

具体的には、建築工事標準書式に、働き方改革の対応として、閉所予定日や、概成工期を記載するよう明示いたしました。

また、公共建築工事共通費積算基準において、共通仮設費と現場管理費の率の算定式を実態調査に基づき改定いたしました。引き続き、社会情勢の変化などに適切に対応するよう、フィードバックや見直しをしながら取組を進めてまいります。

また、地方公共団体などとの協力や連携に取り組んでまいります。

次に、2ページを御覧ください。働き方改革の取組についてです。

営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化しております。いよいよ来年4月から、労働基準法における時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることとなります。これに向けて、本年度からは、全ての工事において、原則発注者指定として、週休2日促進工事に取り組むこととしております。

3ページを御覧ください。働き方改革の取組のうち、生産性向上技術の活用についてです。

今年度から、新築の設計業務及び工事の全てにおいて、BIM活用に関する発注仕様書であるEIRを原則適用し、BIM活用を促進します。

また、積算にBIMデータの形状情報や属性情報を活用し、そのほかの諸条件のデータ

と連携させて数量の算出を行うBIM連携積算の試行を行うこととしております。

下段のデジタル技術を活用した監督・検査の試行については、今年度から配筋検査と、ガス圧接継手外観検査について試行を行うこととしております。

4ページを御覧ください。脱炭素社会の実現に資するZEBの取組についてです。

官庁営繕においては、令和3年10月に閣議決定された政府実行計画に基づき、新築事業におけるZEB化に取り組んでおります。

その一例として、昨年9月に完成した大手前合同庁舎においてZEB Orientedを実現しました。

また、ZEB事例集について、地方公共団体と連携し、全国の地方公共団体の庁舎などに対象を広げた拡充版の作成を進めており、来年度、取りまとめ、公表をする予定です。

今後、政府実行計画の2030年度までに、ZEB Readyの目標達成に向けて取り組むことが必要となります。そのため、ZEB Readyを目指した事業の試行や、整備手法のノウハウの蓄積などを進めてまいります。

5ページを御覧ください。木材利用の取組についてです。

令和3年の木材の利用の促進に関する法律の改正に伴い、新しい基本方針が定められました。この中で、コスト、技術面で困難な場合を除き、中高層を含む全ての建築物について、原則木造化を図ることとされました。官庁営繕では、これを踏まえ、技術基準の整備、情報提供、直轄事業における積極的な木材利用の推進に取り組んでおります。今年度は、これまでの中高層建築物の木造化手法の検討成果を反映し、木造計画・設計基準の改定をする予定でございます。

6ページを御覧ください。霞が関地区の主な整備状況についてです。

官庁営繕では、平成20年6月の「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」についての答申を踏まえて、施設整備を推進しております。主要事業の整備の状況について報告させていただきます。

この官公庁施設部会場で報告し、御意見を賜り、答申の考え方への整合を確認しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

赤の破線で囲っているところが、官公庁施設を集中配置する一団地の官公庁施設として都市計画決定されている霞が関団地です。青の吹き出しは、PFI事業で、内閣府新庁舎は建設中、中央合同庁舎8号館は維持管理運営中でございます。黄色の吹き出しは、直轄の建て替え事業で、新たな国立公文書館及び憲政記念館は工事発注準備中、警察総合庁舎

は設計中です。

7 ページを御覧ください。新たな国立公文書館及び憲政記念館についてです。

昨年度末に設計業務を完了しました。現在、埋蔵文化財調査が進められております。

また、工事発注準備中で、今年度下半期に工事入札を予定しております。

次に、8 ページを御覧ください。警察総合庁舎についてです。

現在、実施設計を進めております。建設地は、左下の案内図のとおり、警視庁本部庁舎、中央合同庁舎第3号館と並ぶ位置にあります。「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」の答申などを踏まえ、周辺建物と調和を図るよう設計を進めております。

具体的には、イメージパースにございますように、建物の軸線、外観の色彩や柱、梁による彫の深いデザインを周辺建物と合わせたものとしております。

また、建物の高さをスカイラインが緩やかにつながるよう抑えるなど配慮しております。

また、今後、千代田区の景観に関する審議会の御意見などを踏まえつつ、良好な都市景観の形成に寄与するものとなるよう配慮してまいります。

9 ページを御覧ください。内閣府新庁舎についてです。

P F I 事業で整備を進めているもので、事業者による設計及び埋蔵文化財調査が完了いたしました。現在は、建設を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

ただいまの御報告ですが、御質問等ございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、予定しておりました議事は全て終了しましたので、議事の進行を事務局にお返しします。

【司会】 部会長、議事進行をありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、長時間にわたり御熱心な御議論をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第30回官公庁施設部会及び第14回事業評価小委員会を終了させていただきます。

— 了 —